

なぜできたか。海軍等はずいぶんやつたことがありますし、また現に鉄道関係ではそれで進んでおる。たとい保証事業がこの法律によつて確立いたしましたが、請負人の人選を誤るならば、工事は停頓をして、一向進みません。

かえつてこれがあるために、損はしないのだと、政府はだれに請負しても、保証しておるのだから、損はしないの上ではあるいは損をしないことになるかもわかりませんが、工事期限というようないふりになりますと、金銭のはこういう法律ができるきぬにかかるわらず、請負人の選択というものが、これは基本的な重要問題と存するのでありますか、あえてこれを出さねばならなかつた原因、いわゆる請負人が信用がならぬ、こういふのがないと前払金を渡せないので、こういふような観点に立つておられる根拠を伺つておきたい。

○瀧江政府委員 前払金の制度は、た

だいま村瀧委員からお話をございましたように、すでに国鉄の場合においても開かれております。しかしこの場合においても、発注者である国鉄側とい

たしましては、やはり業者の選定をも

とよりいたしております。しかしそれのみをもつて、やはり発注者側の損害が全部カバーできるかということにな

りますと、これについては多少の不安全を得ないということでありま

す。そこでこの保証会社によらずし

て、今の国鉄で実行しておられるがご

とき保証人制で損害を補填するということでも、事実行われているわけですか關係ではそれで進んでおる。たとい保証事業がこの法律によつて確立いたしましたが、請負人の人選を誤るならば、工事は停頓をして、一向進みません。

かえつてこれがあるために、損はしないのだと、政府はだれに請負しても、保証しておるのだから、損はしないの上ではあるいは損をしないことになるかもわかりませんが、工事期限とい

うなものは遵守されません。そこにほこういう法律ができるきぬにかかるわらず、請負人の選択というものが、これは基本的な重要問題と存するのでありますか、あえてこれを出さねばならなかつた原因、いわゆる請負人が信

用がならぬ、こういふのがないと前払金を渡せないので、こういふような観点に立つておられる根拠を伺つておきたい。

○瀧江政府委員 前払金の制度は、ただいま村瀧委員からお話をございましたように、すでに国鉄の場合においても開かれております。しかしこの場合においても、発注者である国鉄側とい

たしましては、やはり業者の選定をもとよりいたしております。しかしそれのみをもつて、やはり発注者側の損害が全部カバーできるかということになりますと、これについては多少の不安全を得ないということでありまして、現実に行われている姿は、同業者の間の保証人によつて、この最終的な損害を補償し得る建前のもとに、全責任を持たしておるような状況でござります。そこでこの保証会社によらずし

て、今の国鉄で実行しておられるがごとる段階になつております。そこでこの保証会社によらずして、今の国鉄で実行しておられるがごとる段階になつております。そこでこの保証会社によらずして、今の国鉄で実行しておられるがごとる段階になつております。

○瀧江政府委員 ただいまの村瀧委員のお尋ねの問題は、この立案の過程においても、非常に問題になつたことでございまして、この法律といたしましては、商法上の純然たる株式会社といふ形であります。この前払金の保証事業会社の事業の一つといたしまして、金融機関に対する債務保証をなし得る規定

が、請負保険制という制度、これがアメリカでも発達いたしておるわけですから、その定款その他はまつたく商法のみに基いた、何らの特色も、何らの変化があり得るのです。それをさらに一步進めて、合理的な解決をはかりますと、必ず同業者の保証が文字通り損害保険を、工事放棄をいたしたような場合にできるかなど、実際問題として、なかなか保証人の義務を履行することがいろいろの支障が出て来る場合があります。それをさ

らに、この前払金の保証事業会社の事業に対する債務保証をなし得る規定

が置いておりますが、それらをあわせ行うことによりまして、一方には前払金の保証をいたしますが、考え方によれば、この法律といたしましては、むしろこれを特殊会社といふ形であります。まずこの法案が、前払金の保証が

できても、建設省自体が前払制度を認めねば何の役にも立たないではないか、というお尋ねをいたしましたところ、それは閣議でも決定しておつて、それが通ればやがて政令によってそういう制度を設けるのだといふ御答弁がありました。そこでしかばそつういうことになるにしてもむしろそれを先にやつて、この法案が通る通らぬは別として、そうして前払金制度をすることに

よつて、鉄道でやつておるような制度を政令で先にきめて、そうしてあとは請負人の選択いかんによつてやるならば、この法案が出ないでも今までにす

る。この制度は実は保証会社においても、この制度は実は保証会社においても、この制度は実は保証会社においても、この制度は

ことは言ひ得ないのではないかといふふうに考えておるわけでございますが、この信用保証業務、しかもこれを

建設業を対象とした信用保証業務といふふうのを、何ゆえに国策会社にしなければならないかといふ点をよく検討いたして参りますと、しかばそつういう点に

でにやれたのではないかということを質問いたしますと、それはこの会社といたものは、単にそれだけではないのだ、普通の金融機関では容易に実体のつかみにくい建設金融、土木金融というものをこの会社に一はだ脱がして、そうして信用保証業務、いわゆる金融機関から、いろ／＼建築業者が借り受けた債務保証もやらずのであって、これによつて一つの土木金融なり、一つの道を開かすのだといふ非常な遠大な任務を帯びておるという御答弁がありました。そこで私それは国策会社か何かにするのかということを聞きますと、そうではない、大臣がお聞きになつたよな御答弁であつたのであります。そこで私はこの会社か何かにするのかということを聞きました。

○野田国務大臣 一應前からのいきさつがありますから、局長から……。

○瀧江政府委員 ただいまの商法上の一つの株式会社が、信用保証業務を當む際にその対象をあえて公共団体の発注ないしは国の発注する工事に限る必

要はないという点は仰せの通りでござります。ただ私どものこの法律によつて考えておりることは、国の発注する工事あるいは公共団体の発注する工事においては、その前払金なるものは、やはり一つの国の会計といいますか、国民の租税によつて経費を支弁いたして参ります関係上、これについては相当の保証に関する監督が必要である。すなわち公共的な資金を導入する工事におきましては、その資金が不当な損害をこうむらないような措置が必要だ、従つてその保証、この事業自体についての信用の保持、公益性の保持をある程度確保して行くことが必要であるという観点に立ちまして、この法律に規定いたしておりますこと、諸般の監督規定を設けまして、事業の公正を期する建前をとつておるのでござります。従いまして、この法律で規制いたします事業会社が、他の公共工事以外の信用保証をするということをあえてこばまなければいけない、あるいはこれに限定しなければいけない、という趣旨に立つておられるのではございません。

○村瀬委員 昨日当委員会の委員の質問に対しましては、そういう御答弁でなかつたようにも思つております。これは公共団体の発注する土木建築の工事に限るという御答弁であつたように思つてありますか。もう一般にどういう團

体がやろうが、いわゆる公共事業であれば前払金に対する保証をする、そりながらつたと思うのでありますか。

○瀧江政府委員 非常に私の言葉が足りないしは國の発注する工事に限る必

は、ここに規定しております会社でありましようとも、それ以外の会社でもあります。ただ私どものこの法律によつて考えおりることは、国の発注する工事あるいは公共団体の発注する工事においては、その前払金なるものは、やはり一つの国の会計といいますか、国民の租税によつて経費を支弁いたして参ります関係上、これについては相当の保証に関する監督が必要である。すなわち公共的な資金を導入する工事におきましては、その資金が不当な損害をこうむらないような措置が必要だ、従つてその保証、この事業自体についての信用の保持、公益性の保持をある程度確保して行くことが必要であるという観点に立ちまして、この法律に規定いたしておられますこと、諸般の監督規定を設けまして、事業の公正を期する建前をとつておるのでござります。従いまして、この法律で規制いたします事業会社が、他の民間工事の保証をやり得るかどうか。これは私はそういう場合もあり得ると思うのであります、それはこの法律の対象外であるといふふうに考へて申し上げたのであります。

○村瀬委員 少しはつきりしないのでありますが、この法律ができますと、きのう最初の御答弁では、関東と関西に一つずつ、二つくらいでもいう御答弁でありますましたが、すぐまた続いて、いや二つでも三つでもいいのだという御答弁がありました。そこでともにA保証株式会社とB保証株式会社ができたとしますと、そのA保証株式会社なるものは、公共団体の発注する土木建築の工事に限るといふ御答弁であります。小田急その他の会社が前渡金なり何なりをいたしましたが、それに対する保証もやれるのであります。今の御答弁では、商法に基く株式会社であるから、それを禁止する條項はない——これは当然なんありますが、そこは一

体どうなんありますか、もう一度はつきり伺つておきたいのであります。○瀧江政府委員 ただいまの設例としてお出しになりました私鉄の会社の建設、これもこの規定に盛り込んでございましたして、一応公共工事の対象にいたしております。これは建設大臣が指定するという建前になつておりますが、規定の字句の上では、「資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事」をいうふうな規定をいたしておりますが、その中に私鉄の鉄道株式会社の建設、こういつたような工事ももちろん規制する建前で考へておるのでございますが、その中に私鉄の鉄道株式会社が、それではこの法律の規制いふんばかり、他の民間工事の保証をやり得るか、やり得ないかという問題が生じます。しかばねはつくりその通りであると申しあげておりますが、そういう考え方でござります。しかばねはつくりその通りであると申しあげておりますが、そういう考え方でござります。

○村瀬委員 そういたしますると、どちらもかくもAなる保証株式会社がここに登記を完了してできたといたします。それは商法に基く普通の株式会社であります。そういたしますると、それが何をしようが制限する方法はありません。自分の責任において、定款の定めのところによつて保証をやるのに、その対象物をこれに限るということを制限することはできないわけであります。もつとも定款にそういうことを書けばともかくであります。でありますから、昨日來の御答弁によりますと、そこに何か国策会社的なおいがして、そのかわりに、対象として取扱うものはこれ／＼だといつての制限がありますが、そのかわりに、対象として取扱うことはできないという制限であります。すなはち「兼業の制限」という規定を置いておりまして、前払金の保証事業に付随する事業、ないしは公共工事の請負者が、先ほど申しましたように、金融機関から貸付を受けるに關連いたしまして債務を保証する事業、これ以外の事業を兼業してやることはできないという制限であります。そういう関係からいたしまして、ただいま御指摘になりましたような場合においては、これは保証はいたさない、こういう関係になります。

○村瀬委員 少しくはつきりして来ましたが、そこでこの十九條に書いてありますことは、必ずしも十九條のみに限定しませんけれども、こういう御

答弁がありましたが、この十九條に書いてある公共事業といふものとの内容を、ひとつこの際はつきりしておいていただきたい。

○水野説明員 私からお答え申し上げます。十九條でまず第一号として規定いたしておりますことは、公共工事の請負者が、銀行その他の金融機関から運転資金を当該公共工事の遂行に關して融通を受ける場合におきまして、その債務を金融機関に対して保証する、いわゆる金融保証事業、それから二号で「前払金保証事業に附隨する事業」というふうに規定しておりますが、この二号におきましては、ただいまのところまだ具体的には考えておりませんが、会社ができまして、事業を営むことが予想されますのは、経理指導のための出版、そういうようなことが附帯事業として行われ得るかもわからないということで、二号の規定を設けたのでございまして、この兼業制限の規定が、会社ができるまでは、経理指導などは、御承知の通り銀行法、保険業法に規定がございます。そういうような立 法例を参考といたしまして、堅実な経営を當ましめるために、このような規定を設けたものでございます。

○村瀬委員 私のお聞きいたいのは、ここにいう公共工事といふもの内 容一ト、いまさらお尋ねするもの変なものであるかもわかりませんが、もう一度この際前の御説明の連絡上、ここでここにいう公共事業といふのは、 いろいろのだということを、はつきり定義的に御説明が願いたい。

○過江政府委員 公共工事の内容につきましては、第二條にこの定義を掲げておりますが、この前段の、発注機関が国とか國鉄ないし専業公社といふ

うにきまつておるもののは、これは明らかであると存じます。そのほかの資源を、ひとつこの際はつきりしておいていただきたい。

○水野説明員 私からお答え申し上げます。十九條でまず第一号として規定いたしておりますことは、公共工事の請負者が、銀行その他の金融機関から運転資金を当該公共工事の遂行に關して融通を受ける場合におきまして、その債務を金融機関に対して保証する、いわゆる金融保証事業、それから二号で「前払金保証事業に附隨する事業」というふうに規定しておりますが、この二号におきましては、ただいまのところまだ具体的には考えておりませんが、会社ができまして、事業を営むことが予想されますのは、経理指導のための出版、そういうようなことが附帯事業として行われ得るかもわからないということで、二号の規定を設けたのでございまして、この兼業制限の規定が、会社ができるまでは、経理指導などは、御承知の通り銀行法、保険業法に規定がございます。そういうような立 法例を参考といたしまして、堅実な経営を當ましめるために、このような規定を設けたものでございます。

○村瀬委員 そこまでよく聞いておかぬと、あとで運用にまた人民が困ることになるのであります。重要な産業といふことになりますと、これは時代によつても違うのであります。戦争でも始めようという国であれば、重要な産業は片方に片寄りますし、また日本のように絶対にこれから平和で行かねばならない国は、また重要な産業の問題もいろいろかかつて来る。あるいは行政協定によつて、これまた重要な産業がどこに重点が移るかという点も、問題になつて参るわけであります。今日の段階において主としてどういう点をお考えになつておるか、建設大臣から伺つておきたい。

○過江政府委員 この重要な産業の設備ないしは施設の建設、それに関連いたしまして、重要な産業はどういうものを一応考えておるかというお尋ねでありますが、私どもの一応腹案として考えますと、石炭、鉄鋼、造船、そのほかに造船、この程度のものを重要な産業の範囲といふふうに大体考えておる

うにきまつておるもののは、これは明らかであると存じます。そのほかの資源を、ひとつこの際はつきりしておいていただきたい。

○水野説明員 私からお答え申し上げます。十九條でまず第一号として規定いたしておりますことは、公共工事の請負者が、銀行その他の金融機関から運転資金を当該公共工事の遂行に關して融通を受ける場合におきまして、その債務を金融機関に対して保証する、いわゆる金融保証事業、それから二号で「前払金保証事業に附隨する事業」というふうに規定しておりますが、この二号におきましては、ただいまのところまだ具体的には考えておりませんが、会社ができまして、事業を営むことが予想されますのは、経理指導のための出版、そういうようなことが附帯事業として行われ得るかもわからないということで、二号の規定を設けたのでございまして、この兼業制限の規定が、会社ができるまでは、経理指導などは、御承知の通り銀行法、保険業法に規定がございます。そういうような立 法例を参考といたしまして、堅実な経営を當ましめるために、このような規定を設けたものでございます。

○村瀬委員 そこまでよく聞いておかぬと、あとで運用にまた人民が困ることになるのであります。重要な産業といふことになりますと、これは時代によつても違うのであります。戦争でも始めようという国であれば、重要な産業は片方に片寄りますし、また日本のように絶対にこれから平和で行かねばならない国は、また重要な産業の問題もいろいろかかつて来る。あるいは行政協定によつて、これまた重要な産業がどこに重点が移るかという点も、問題になつて参るわけであります。今日の段階において主としてどういう点をお考えになつておるか、建設大臣から伺つておきたい。

○過江政府委員 この重要な産業の設備ないしは施設の建設、それに関連いたしまして、重要な産業はどういうものを一応考えておるかというお尋ねでありますが、私どもの一応腹案として考えますと、石炭、鉄鋼、造船、そのほかに造船、この程度のものを重要な産業の範囲といふふうに大体考えておる

うにきまつておるもののは、これは明らかであると存じます。そのほかの資源を、ひとつこの際はつきりしておいていただきたい。

○水野説明員 私からお答え申し上げます。十九條でまず第一号として規定いたしておりますことは、公共工事の請負者が、銀行その他の金融機関から運転資金を当該公共工事の遂行に關して融通を受ける場合におきまして、その債務を金融機関に対して保証する、いわゆる金融保証事業、それから二号で「前払金保証事業に附隨する事業」というふうに規定しておりますが、この二号におきましては、ただいまのところまだ具体的には考えておりませんが、会社ができまして、事業を営むことが予想されますのは、経理指導のための出版、そういうようなことが附帯事業として行われ得るかもわからないということで、二号の規定を設けたのでございまして、この兼業制限の規定が、会社ができるまでは、経理指導などは、御承知の通り銀行法、保険業法に規定がございます。そういうような立 法例を参考といたしまして、堅実な経営を當ましめるために、このような規定を設けたものでございます。

すから、こういう場合におきましては、やはりいざれにいたしましても、その所期の目的を達する工事をやり得るもの、すなわち建設業者を工事解約後においてあらためて選定をするという関係が出て参るのであります。これはその業態から申しますれば、保証会社にあらずして、やはり建設業者そのものでなければならぬわけであります。ただその際におきますこの金銭上と申しますか、損害になりますものを補填するといふ仕組みが、前払金に関しましてはその保証会社でございますし、それからさらに昨日申し上げましたように、工事の完成に必要な、つまり前払金を支払つた後においても、さらに工事を放棄するという場合が考えられます。が、そういう場合に対する手当として考え方られておるものが、履行保証保険制度であります。両者相まつて、発注者に対する問題としては、そういう金銭保証をもつてカバーするわけでござりますが、それによつてさらにはあらためて業者の選択をし、工事の完成を期するという建前において、一つの條件といふものは、大体解消し得るではないか、こういう観点に立つておるのでござります。

ところが今御答弁等から私たちが考
えられて参りまするものは、どうも何回
でも前払いを順々にして行く、二千
万円前払いをする、二千万円の工事が考
えられた、そうするともう二千万円また
前払いをして行く、工事ができるたびに、
五回前払いをして、ずっと最後まで
前払いをして行くという御方針でありますか。
○水野説明員 お答え申し上げます。
国の工事の場合におきましても、民間
の主要な発注者の場合の工事にいたし
ましても、通常の場合におきましては、
前渡金は着工当初に一回限り出す
ものでございますが、今度その出され
ました前渡金を第一回の出来高払い
のときに全部償却せしめるという方法
をとらないのが普通でございます。
一回出したした前渡金は、工期に比例
して出来高払いの際に逐次これを償却
せしめて行く、そして建設業者が残工
事を仕上げる上におきまして、資金の
手當に不自由をしないよう配慮して
いるのが、普通の例でございます。從
いまして、前渡金の償却といふこと
は、全工事期間にわたるというのが普
通の例でございます。

であります。が、一工事については、一回限りで、それは何割を出すといふより、な御方針があればお尋ねしたい。

○水野説明員 政府の場合におきましては、予算決算及び会計令臨時特例、地方公共団体の場合におきましては、地方自治法の施行令をそれと改正する予定にいたしておりますが、そういう工事におきましては、一回限り、着工工事において、全工事費の三割以内を工事費の三割以内を支給するということで、ただいま進捗工事を進めておるような次第でございま

しましても、かりに一つの例として、
その三割を出すということになります。
すると、四百億としても百二十億円が
一応お出しになるわけであります。これらによつてこれは時期が今までより
早くなるというだけであつて、政府は
損も得もいたしませんが、そういう
般の資金計画と前渡金との一つの連絡
はどういうふうになつておりますか。
そういう制度はできたけれども、幸運な
だ國に金がないとかあるいは地方にあ
けるいわゆる余裕金の貸出し先といふ
ものが、いろいろこのごろの金融の
つの滑車弁となつて、府県等の余裕金
の出し方によつて、いろいろな金融機
作の措置を今考えておるような状態で
ありますか、同様な意味においてこれ
が預金部資金の貸出し等とどういうよ
うな影響を持つて来るか、あるいは本
藏省の資金計画との、どのような見通
しのもとに今後この前渡金が大幅に増
い出される計画があるのか、あります
か、そういう国全体としての計画を二
点お聞きしておきたいと思います。

い出さなければならぬ。第二回にはこのくらい金が出るだろという見積りをされまして、その見積りが基礎になりましたして、政府の収支計画が立てられる。そういうふうに行きますと、年間金額としてはかわらない、と申しますか、むしろ今までの実例で申しますと、支払いが遅れまして、相当繰越しをするということが今まで起つておるのであります。ですが、今回の制度によりまして、そういう点が相当矯正されて、予算の金額がその年度内に繰越しをしないで、ほとんど全部が支出せられる、こういうことになつて行くと私は見通しております。

う問題は私は前金払いの制度とは直接の関係はないのじやないかと思うのであります。工事の施行予算とそれから自分のやる工事といふ関係でありますて、公共工事であれば、地方団体が行なれば、災害復旧の、たとえば災害で橋が流れた、それを公共団体がやるという場合には、その金を自分の手金でやる場合もありましょうし、借入金でやる場合もありましょうし、そういうものはやはり公共工事だと思うのであります。そうして出した金の跡始末が過年度災害の金が十分来なくて苦しむということにつきましては、これは予算全体の幅が狭くて十分行かぬこともありましようが、できるだけそういうことを考慮して、過年度災害復旧費の割振りをやつて行く。そういうふうに考えたわけであります。

にのみこの法律の効果があるのであります。もし借りたり利子よりこの保証料が高いならば、これを利用する者は二人もないということにも相なつて参るのであります。そこでこの過年度災害の工費等もこの法律と多少関係を持つて来る部分があるではないかと思うのであります。昨日もこの保証料については一応の答弁があつたようではありまするが、この保証料金のきめ方並びにこれは最初から私が質問申し上げております通り、商法上の単なる株式会社だとは言つておられますが、そこには何かひとつ必ずしも法上の単なる株式会社ならば、そういう法律でいろいろなむずかしい條項をきめる必要もない部分があるのであります。普通の株式会社とは、社会通念上思ひかねるわけであります。一体この保証料金というものの算定について、どういう御方針でありますか、大臣の御説明を承りたい。

が堅実性を増すゆえんであるといふとからいたしまして、事故率を1%といふうに見ております。そうしますとこの前払金がおおむね工事量の三割でござりますから、かりに二十七年度について考えますれば、二十七年度の公共工事に該当すべき工事量の推定ができるわけでございます。それからそれに対応して事故率から来る保証債務額、これが金に相当すべき金額が、これも推定でござりますけれどもおおむね概数は出立つわけでございます。それからそれでござりますが、それに対応してはじき出される結果になつて参るわけになりますが、それを一応基礎といいましてこの会社運営に要する諸経費を除いてそれに事業会社運営に必要な経費というものをプラスいたしまして、これによつてカバーできるものではあります。あればおおむね会社の運営といふものが成り立つわけであります。そういう計算をいたしましてはじき出しましたものが保証料として日歩一銭というふうになつておるのでございます。

にいたしております。通計いたしまして
て日歩二銭をこの保証契約を結ぶこと
によつて事業会社としてはそれだけの
手数料ないし基金料といたしましてと
る、こういうことに一応計算を立てて
おるのですが、

○村瀬委員 最後にそれじやちょっと
お尋ねしておきますが、この保証法案
ができますすると、請負人の立場から申
しまするならば、自分の会社がどのよ
うに堅実なりづな会社であつても、
必ずこの保証料を出さねば当然前渡金を
はもらえないという性質のものだと想
うのでありますか、その根拠はどうう
うふうにお考えになつておりますか。

むろん銀行で借りるよりも安いのであ
りますからそれは必ずしも——そうち
てもよいとも考えられるのであります
が、もとく前渡金を出すというのでは
は何もそれでは損も得もしないのであ
ります。工事が早く済めばそれでよ
いわけであります。保証があらうがな
からうが、日歩一銭、二銭といふもの
をとろうがとるまいが、とにかく相手に
さえ信用があれば前渡金は出していい
性質のものであります。りつぱに工事
が完成すればいい。ところが工事請負
人は前渡金をもらおうとすれば日歩二
銭を保証料として出さなければならぬ
いことになると、それはこの会社をも
うけさすだけじゃないかという感じも
するのであります。そこを強制する方
針であるか。またその根拠はどこにある
かという点、それからこの事故率か
ら割出しまして、この会社は見方によ
つたときも、資本金は三千万円以上で
れば絶対損をしないというふうにも考
れるのであります。またかりに損をし
た、いわゆる保証をせねばならなくな
ったときも、資本金は三千万円以上で

ありますから、それは何十億になるかもわからないけれども、大体三千万円以上としてあるのですから、その近辺でとどまるとすると、一つの工事でも一億円、二億円というものはあるはずでありますから、たとい保証をさせておつても、資本金が三千万円の限度でしか国は保証をしてもらえない。もうけるのは幾らでもうけていい会社になつてゐる。そういう点に對してどのようなおもんばかりがこの法律につくられておるか、この会社になされているか。なるほど過去の二十五年の事故率が〇・六八%、それを1%として出そうといふのでありますから、政府の側から、いわゆる公共企業体の側から考えてみますと、資本金三千万円の会社は保証能力がないわけではありません。それで三千万元の保証があるからも三百億もの工事をやらしているのでありますから、その限度の保証しかこの会社は保証能力がないわけであります。それで三千万元の保証があるから何百億の前渡金を出そうといふようなことは根本的に受け取りかねる点もあるのです。それでは三千万円の保証があるからいとこも生じて来る。同時にいや絶対に損はしない、三千万円でも二千万円でもいわゆる前渡金を出した人は損をする事はないというようなことが確実であるとするならば、この会社にまるもうちであります。まるもうちの場合は限りそういう根據が成り立つ。これは絶対損をする事はないのだということになるのであります。その調節はどういうふうにしてやりますか。

保証会社のやる役割として、確実にこの保証がなければ前金払いはもらえないといふ点でございますが、これは先ほど申し上げましたように予算決算及び会計令臨時特例という規定によりまして、保証会社の保証を受ける場合でなければ前渡金を受けられないと規定したということを考えられてゐるわけでございます。そこで問題は保証事業会社が損をすることはないか、また三千万円等の資本金をもつて厖大な工事量の前金払いの保証がはたして可能であるかどうかといふ問題になつて来るのでござります。そこで先ほど申し上げましたように、三千万円あるいは二千万円でもつて保証する限度はどういう限度にとどまるかといふことがまづ問題になつて参りますが、先ほど申し上げました通りに、事故率をおおむね一%といふふうに考えておるわけでありますから、保証債務額のビーグルに対しまして二十分の一の資金的な手当があれば、その保証債務額はまずもつて十分カバーして行けるという計算が成り立つ得ると思うのであります。その用意といたしまして、三千万円なら三千万円の自己資本は、もちろんその保証債務額の二十分の一の資金手当の一部になります。それから先ほど申し上げました保証基金——これは業者の預かり金でございますが、これもここに規定してござりますように、そういう保証債務額の資金的な手当として支出するという建前にしておいたわけであります。そういうことによりまして、二十分の一の資金的な手当がはたして可能であるかどうかといふ点にまた問題があるのでありますが、そのため、先ほど申し上げましたように、保証基

金料日歩一錢、保証料一錢、さらに自己資本というものをプラスしたものを使つてカバーし得るという観点に立ちまして、保証料の算定ないしは保証基金料の算定をいたしておるわけあります。

○村瀬委員 今の御答弁を伺いまして、疑問に思う点が一つあるのです。結局事故率は一%といふことなんですが、三千万円の会社がかりにでりますと、一、二年の間は積立金もなければ、資産はまず三千万円あります。いろく預かり金といふお話をありましたが、そういうことは私ははつきりわかりませんけれども、かりに三千万円が一%では、三十億円しかこの会社は保証ができぬということになりませんで、発注の月々の量がピクになつた場合を想定いたしますて、それに對する資金手当がどれだけあるか、これが二千分の一に達し得る計算になり得るか、なり得ないか、これによつて会社の保証能力という保証限度がきまつて来ると思います。そういう点から計算いたしました保証料なりしは保証基金といふものによつて十分成り立つ得るという研究をいたします。

○田中委員長代理 本日はこの程度にいたして散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時二十七分散会

けれども、ビーグルの場合の三十億をカバーできれば、それによつて保証の目的は達し得るという関係になつて参りますので、年間の工事量を全部一時に三十億でカバーするという考え方にはなりませんで、発注の月々の量がピクになつた場合を想定いたしまして、それに對する資金手当がどれだけあるか、これが二千分の一に達し得る計算になり得るか、なり得ないか、これによつて会社の保証能力という保証限度がきまつて来ると思います。そういう点から計算いたしました保証料なりしは保証基金といふものによつて十分成り立つ得るという研究をいたします。

○瀧江政府委員 まずその点の御心配でございますが、三十億円という保証額といふものが仮定されまつた場合においても、年度当初に年間を通じての工事が全部発注されるという仮定に立てもまつた場合には、そこに相当不安があるといふことは考えられます。しかし工事の発注は、從来までの実績によりましても、年度当初から逐次発注されて参ります工事の発注量、ないしはそれによつて前払金の保証をいたすべき債務のビーグルは、大体七月から十ヶ月の間といふことになつて参ると思ひます。しかもそれは月々によつてあるこちらの資金手当が二十分の一であれば、三十億という推定ではあります。

昭和二十七年五月一日印刷

昭和二十七年五月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所